

令和2年度 第1回兵庫県障害福祉審議会（自立支援連絡協議会・
差別解消支援地域協議会を兼ねる）議事要旨

1 日 時 令和2年9月18日（金）14：30～17：30

2 場 所 兵庫県農業共済会館 4階会議室

3 議 題

- (1) 委員の一部改選について
- (2) ひょうご障害者福祉計画及び障害福祉推進計画について
- (3) ポストコロナ社会における新たな課題について
- (4) 障害の「害」の字の表記に関する意見について
- (5) 障害者差別解消に向けた取組状況について
- (6) 自立支援連絡協議会に係る部会からの報告

4 内 容

【議題(1) 委員の一部改選について】

○事務局より資料1に基づき報告

【議題(2) ひょうご障害者福祉計画及び障害福祉推進計画について】

① 第5期兵庫県障害福祉計画の評価・検証（令和元年度）について

○事務局より資料2に基づき説明

[意見交換]

○A委員代理

- ・精神障害者の入院からの地域移行について65歳以下は目標値を大きく達成しているように見えるが、まだまだ病院内での虐待などが多い実態がある。目標値自体を大きく改善すべきではないかと感じている。
- ・訪問系サービスについて、人口が少ない所でヘルパーがなかなか利用できずに家から出られないということが、都市部ではない所で起こっている傾向があるが、この評価では見えてこないように思う。

○B委員

- ・「精神障害者を地域で支える体制の構築」や「障害児支援の提供体制の整備」の中で、保健・医療・福祉等関係者による協議の場が圏域ごとあるいは市町ごとに設置されていると書いてあるが、現場の実感からかけ離れている。どこに置かれているのだろうという思いもある。市町からの報告を基に書かれているのだと思うが、具体的にどの様な内容で議論されているのか検証が必要だと思う。

② 第6期兵庫県障害福祉推進計画骨子案並びにひょうご障害者福祉計画の策定方針及び分科会における議論の概要について

○事務局より資料3及び資料4に基づき説明

[意見交換]

○C委員

- ・「精神障害者を地域全体で支える体制の構築」の長期在院者数の減少について、特に65歳以上の方がどこに地域移行していくかが大きな問題で、地域で共に生きるという観点から言うと、ただ単に退院すればOKではなく、どこに退院して行ったか、どこに地域移行して行ったかということ併せて表記した方が分かりやすい。
- ・「地域生活支援拠点等の機能の充実」については、今も12市町で出来ているとあるが、どこも完璧に出来ているとは思っていないと思うので、様々な意見交換できる横のつながりが持てるような会議などを県で招集してもらおうとよいのではないかと。
- ・「障害児支援の提供体制の整備」であるが、児童館や学童保育や普通の公園などで障害があっても利用でき、障害のない子と交わっていけるような施策などもきちんと書いていかないと、共生社会ということがぼやけてしまうのではないかと。
- ・「相談支援体制の充実・強化」であるが、基幹相談支援センターの設置は進んでいるが、委託(市町相談支援事業)と基幹センターの違いをきちんと理解しておらず、基幹センターが実は委託の仕事をしているという状況がある。第6期成果指標の※2に専門的な指導助言、人材育成のために行う支援の実施、連携強化の取組の実施とあるが、これらが基幹センターを中心に展開できる人員の育成が大事である。
- ・「障害福祉サービス等の質の向上」であるが、例えば放課後等デイサービス事業所などについては、預かって終わりではなく、放課後に障害のない子と遊ぶ機会を作っていくとか、買い物する練習をするとか、地域の中に溶け込む取組がどれだけできるかというようなことも、サービスのあり方、質の向上につながるのではないかと。

○B委員

- ・精神障害者の地域移行に伴うグループホーム等整備量だが、資料別紙の推計式を基に目標値が書かれているのだと思う。しかし、本来は対象者の人数なのだが、それがグループホームの整備量に変わってしまっているのではないかと。一方で資料2の別添の地域移行支援の件数は30年度で58件、元年度で73件しかない。これが現場で感じる実態であり、なかなか思うようには進んでいないのではないかと。そうしたことから、余り大きな数値を掲げるのではなく、現実的な達成できる目標を掲げてやっていくべきではないかと。

○D委員

- ・地域移行の中で、グループホームが非常に大きなポイントになると思うが、その点、兵庫県が家賃補助をしているということは大きなことなので、これは継続していただきたい。また、グループホームにおいても65歳問題というのがある。これに対して、市町任せではなく、県としての対策が必要なのではないかと。
- ・同時に、グループホームの職員数が足りない。グループホームを支える職員をどう確保するのかというのが喫緊の問題ではないかと。

○E委員

- ・難聴児支援の中核的機能のイメージ図であるが、これは他からの引用だとは思いますが、実態に即していないのではないかと。聴覚特別支援学校はこの資料にある一体型で幼稚部を持っているが、児童発達支援とは特に協力し合わなくてもやっていける部分もあるように思うので、余り協力関係が築けていないのではないかと。ベテランの聴覚特別支援学校の教師であれば、言語聴覚士より難聴児のニーズに合った支援ができる部分もあると思うので、聴覚特別支援学校が言語聴覚士との連携についてどのように考えているか、教育委員会と調整が必要。また、空き教室等の活用を想定というのも現実的でないという気がしている。放課後等デイサービス事業所の運用基準の中にも空き教室の活用というのは書いてあるが、教育委員会として貸すように指示を出している部分を広く周知いただかないと、途中で止まってしまう。

○F委員

- ・福祉施設から一般就労への移行のところだが、今後、コロナ禍で働き方など色々世の中が変わっていく中で、障害のある方のよい部分、出来る部分にしっかり目を向けて、しっかり企業の中で働いていける仕組みを作っていただきたいと思う。その中で、就労移行支援事業所はもう少し頑張ってもらいたい。就ポツなどが上手く支援できればいいのかもしれないが、能力を持った障害のある方が身近な地域で働いていける環境・ルートを作って欲しい。
- ・発達障害の関係で、資料の中では発達障害の方がどの位いるのかがわからないので、そうした内容も出していただけるとありがたい。

○G委員

- ・就労移行支援の移行率の目標値について、例えばB型事業所であれば、障害基礎年金1級以上が何%以上いたら加算がもらえるとといった事業所がある中で、これだけの数字の就労移行となるとかなり難しい部分があると思う。B型事業所に関しては年齢制限が設けられていないので65歳以上になってもそのままB型におられるが、就業しようとなった場合に、企業側から断られてしまう例もある。B型はそもそもアセスメントをすれば入れるが、一般就労をされて、かなりしんどい思いもされて入って来られた方もおられるので、目標を上げるのはかなり難しい方もおられる。目標数値が国基準で変わらないのであれば、兵庫県方式で若干緩和があればと感じている。

○H委員

- ・自閉の子どもは、障害支援サービスになじまないことが多く、放課後等デイサービス事業所を利用したとしても、途中で行けなくなったりする方もおられる。就労移行でも事業者側も障害特性とマッチするよう勉強はされているが、一人ひとりが違うので、専門性がなければ対応が難しく、なかなか長続きしない方が多い。就労移行から就職する場合でも、知的障害のある子どものほうが作業効率も

良く採用となりやすいと感じている。一方、発達障害のある方は、実際、仕事が続かない方が多いと感じている。このため、仕事が続かない方に対して、専門家の方が身近なところで話を聞く場など地域で支える取組を望みたい。

○I 会長

- ・先ほどの子どもの関係などで言えば、計画の見せ方を少し工夫していただくと良いかと思う。例えば、各市町で、放課後児童クラブなどで障害児をどの位受けておられるのか。こども子育て支援計画などではきっとそのような数値がある。児童の計画で書かれた数値を参考として表示していただくなどにより、各市町が障害児との共生を意識しなければいけないのだと、子ども部局の方で強く意識していただくような見せ方というものもあると思う。
- ・あるいは高齢の方の移行先について、数字はこうだけれども参考までにその後の生活の場所がこうなのだ、必要なのだということを市町が意識してデータを拾っていく、そういう数字での促しというようなことも考えてはどうかと思う。
- ・資料4-2（分科会の議論の概要）とかは、障害福祉サービスはどうしても市町が実施主体になるので、今後、このような意見が出ているので、市町の障害福祉計画に盛り込んでほしいということ、市長会などで各市町に情報提供いただくことはできないか。

○J 委員代理

- ・県下の市町が集まることがあるかと言え、そこは県でと思うが、担当者の情報交換などは各圏域でやっていると思うので、こうした資料を出していただければ参考にし、市町も今計画の策定中なので、活用させていただきたいと思う。

【議題(3) ポストコロナ社会における新たな課題について】

○事務局より資料5に基づき説明

[意見交換]

○K 委員

- ・視覚障害者あるいは聴覚障害者が病院や検査を受けに行くとき、同行支援や意思疎通支援や手話通訳などの制度があるが、今現在は市町村のサービスとなっており、時間制限もある。そういう枠で決められてしまうと、病院に行けないというような重要な問題が生じるので、コロナに関する課題となると市町村の支援体制だけでなく、県からの体制で病院の受診が可能となるようなことを考えていただきたい。

○L 委員

- ・教育におけるICTの活用についてだが、今回のコロナで学校が休校になったが、その際の学校からの支援、教育の場面において、上手くいっている所とっていない所の差が大きかったように思う。ICTの活用という点では、学校によってはタブレット端末やインターネットを使っただけの動画配信というところもあったようだが、それがあつた所とない所の差がすごく激しかったと思う。タブレット端末を使っ

ての学校と家庭との連絡は、緊急時や災害時にも役立つと思うので、教員のスキルアップやインクルーシブ教育システムの構築に向けて必要な点だと思う。

○M委員

- ・障害者施設でのコロナ対策においては、今のところ施設で大きな感染者が出ているような状況にはないが、県にリーダーシップを取っていただき、施設・事業所で利用者に感染者が出た場合の対策を進め、必要資材の確保については、いち早く2月に第1波が出始めた頃から進めていただいている。また、応援体制を組む上での予算確保など、今のところ何とか有事の際にすぐ動けるような体制を整えていただいております。
- ・先日知事が発表されたように、高齢者と障害者の施設にPCRの優先的な検査体制を取っていただけるようだが、今のところどんな状況かということを知っている範囲でお聞かせいただければと思う。

○事務局

- ・PCR検査については、検査実施可能数をどんどん増やしている状況であり、今で確か1日1,400件位だったと思うが、これを最終的には1日2,500件まで増やす予定である。検査数そのものは十分出来るよう、全県で数字は確保しているので、その中でクラスターが発生しそうな例えば高齢者施設などについて、濃厚接触者は勿論だが、感染が広がらないようにするため、濃厚接触者以外の方についても検査を幅広く行うという方向で今進めている。発症しないに越したことはないが、もし、発症した場合は、2次、3次感染を防ぐという意味から、濃厚接触者だけでなく、おそれがある方も積極的にPCR検査を行うという方向で進めている。

○M委員

- ・抗原検査とかもあるが、PCR検査だけで考えておられるのか。

○事務局

- ・抗原検査はどちらかと言うとまだ信憑性が低いところがある。最近では1日位で結果が出る機器も順次整備しており、基本的にはPCR検査を行うことになっている。

○C委員

- ・ずっと危惧しているのは、適切な医療を本当に受けられるのかどうか。表面上は受けられるということだが、重度の脳性麻痺の人とかは、動いたりして、きちんと検査すること自体が難しい人も多くいるので、PCR検査だけではなく、おそらく陽性で要治療じゃないかという時にそれをきちんと診てくれるような医療機関なりドクターが県内にどれ位いるのか。今の医療機関ではそこまで踏み込んで対応してくれるお医者さんが少ないのではないかとこのところは若干不安に思う。

○J 委員代理

- ・今のご発言に関連して、市民の皆さんから、介護者が感染の時にどうするのだという声があることから、我々の方でも施設を確保し、そちらでお預かりすることを来月からやっていこうと思っている。ただ、その中でもやはり医療的ケアが必要な方などはなかなか受けられないということがある。これはやはり病院かと思うので、その点については、ご本人は陰性であっても、何とか医療機関で受けていただくような体制を県の方で調整していただけないかということをお願いしたい。

○I 会長

- ・障害のある方でマスクを着用出来ない方もおられると思うが、風潮としてマスクを着用していないと罵倒されたりするというのを報道で読むことがある。同じような行動様式を取ってないと差別されたり罵倒されたりしてしまう。その対象に障害のある方が追いやられてはならないので、そういったことの啓発などを県あるいは市町で継続的にやっていかないと、新たな差別を助長しかねないと思う。

【議題(4) 障害の「害」の字の表記に関する意見について】

○事務局より資料6に基づき説明

[意見交換]

○D 委員

- ・既に阪神間の市では、「障がい」と平仮名表記の所も出てきていると思うが、そういう市では何かこういう変化があったとか、こういう効果があったなどエピソードでもいいので聞かせてもらえれば、さらに話が進むのかなという気がする。ただ単に「害」がどうかと言われても何のことかよく分からなかったというのが正直なところ。何かエピソードでもあったらお聞かせ願えればと思う。

○N 委員

- ・エピソードということだが、学校現場で小学生の相手をしている。児童が1000人を超える大きな小学校で、何人か障害のある児童が存在するのだが、教職員もしくは保護者・PTAや関わる地域住民、全員その子のことを障害児とは言っていない。障害という言葉は、その子に対して使わない。どういう言葉を使うのかと言うと、個性、その子の個性であり、彼は障害を持って生まれた訳ではなくて個性を持っている。その個性が他の子達とちょっと差異があるけれども、いくら障害があっても出来ないことがあっても障害とは絶対言わない。本人は小学2年生でそういうことは考えてないとは思いますが、高学年になるにつれて自分の特性、個性に対してどう向き合っていくのかというのが、ある意味障害というのもプラス的なイメージで楽しんで、自分の個性、他人とは違う才能を開花させていくのか、本人が考えていく上で大切だと思うので、本人次第だと思う。意見にも書いたが障害者に寄り添ったものが一番ふさわしいと考える。

○K委員

- ・49市・町・区における身体障害者団体と名称を調べると、大体、ウ冠の害を使っている。市議会では平仮名を使っているところもあるが、障害者団体では、今のところ、ウ冠の害を使っている。というのは、やはり1981年に出た国際障害者年のノーマライゼーションの理念である「完全参加と平等」、それから2014年に出た障害者の権利条約を参考にしている。ここに向けて障害者の社会モデルに基づいた取組というのが、「われわれのことを我々抜きで決めるな」ということを我々の自覚の下に進めてきたということもあり、その看板みたいなものなので、やはりその理念に沿って頑張っていこうというところである。

○I会長

- ・先程のご質問の中で、阪神圏域にお住まいの方、あるいは事業展開されている方で、「害」が平仮名になったことで何か変化があったとか、なかったとかどんなエピソードでもいいので、もしあれば教えていただければと思うがいかがか。西宮市で顕著なことがあったとかいうのは特にないか。

○J委員代理

- ・西宮市では平仮名を使っていない。障害者理解について西宮市でも条例が出来、差別解消などをやっていくのに鳥取県と提携を結び、「あいサポート運動」を、コロナで出来てないが、やっていこうと思っている。その中でC委員にもDVDなどを作っていただいているが、やはり我々の考え方とすれば、社会的障壁というところでの害、障害のある方から見るのではなくて、社会の方から見てという考え方をしているので、法律的なものは全て漢字を使っているし、計画も全部漢字としている。阪神間でも、別の漢字を書いているのは、他の北部の方の市ではないか。

○C委員

- ・いつも私は喋る時、「僕に差し障りはないでしょ、害もないでしょ」と言っている。それでどちらかというと、僕らが社会で生きていく上で差し障りがゴロゴロあるのであって、害がゴロゴロあるから、それを見ていながら、見たことないとごまかしてないかと思うところがある。だから、やっぱり害は漢字でよいと思う。石偏についても調べたら、碍は害でしかない。今まで使われているのは碍子と言って電柱にある陶器。電流をあそこで食い止めるというか、逆に何か犠牲にしているようなイメージもある。余談だが、私は、NHKに出て12年になるが、NHKは漢字を使い、しかも障害者と言わなくて文脈によって「障害のある人」とか「障害がある人」と言う。そこは使う時にどういう意識で喋っているかということが問われるところではないかと思う。

○E委員

- ・私自身も障害のある子どもだったので、20歳の頃に近畿圏の障害者の集まりを作ったことがあり、その時にかなり障害者という言葉を考えて、結局結論が出ずに括弧

付きで使おうかと、カギ括弧を付けて「障害者」と使っていた時期もあった。それで、民主党政権の時に内閣府に障害者制度改革推進会議という組織が出来た。その半分以上の構成員は障害者で、彼らが中心になってかなりの時間をかけてこの障害者という言葉について検討し、結局、まあこのまま使おうという結論になった。だから国の方の文章の中では、害は漢字で今まで来ている。

- ・私個人としては、害を平仮名にしようが石偏にしようが、基本的に喋ればみんなショウガイシャである訳で、言葉自体を変えていく必要があるのではないかと思う。例えば国連などの文献を見ても、ハンディキャップという言葉が消えている。かつてはハンディキャップパーソンと言われていた部分が disabled person に変わり、そして person with disability と変わって来ているという流れもある。そういう意味では、言葉そのものを、例えば痴呆と言われていたのが認知症になるように、大きく変えて来ている歴史があるのであれば、障害という言葉そのものを違う言葉に置き換える努力、みんなで知恵を出し合って良い言葉を考えていく位の気持ちが必要なのではないかと思う。
- ・障害者の立場から言わせてもらおうと、平仮名の「障がい」と使われると、障害のない人達の傲慢さをすごく感じる。こうしたからええやろうみたいな部分をすごく感じるし、民主党政権の時の内閣府の人達と話している時にも、何か馬鹿にされているみたいという言葉もすごく多かった。そういう意味では、しっかり次の言葉を考えてというスタンスを持って、このまま使い続けるのは仕方がないのかなと思う。
- ・県にお願いしたいのは、これだけ考えてこの言葉を使っているのだというところを、その都度出していただきたいと思う。何も考えずにその言葉を使っているのではなくて、「がい」という平仮名を使うことに意味を見い出せなくて、次なるステップとして今この言葉を使うということを、折に触れて言ってもらいたい。

〇I 会長

- ・まず、これまで障害者と呼ばれて来た方のご意見というのはとても大事だと思う。それを抜きにして周りが決めてしまうのは、やはりよろしくない。その意味では、今回たくさんのご意見を頂戴しているので、何も無神経にそのままやっているのではないというような形で言っただけならばと思う。
- ・害を漢字とか平仮名とか、そんなレベルで議論している限り、30年経っても障害者福祉とか、障害のある方の幸せというのは何も変わらないというか、こんな言葉のレベルで言うよりは、そもそもその人を障害のある方など違う呼び方を検討すべきだろうと思う。しかし、そうなる迄は、社会に対する問題提起という意味で、今のまま、何も考えずにあるいは邪魔くさいからということでは絶対ないということ、今回はこうであったとしても、5年後も10年後も15年後も障害者、あるいはその字を漢字で使っていいということを我々は言っていない。ご意見の中でも、今の害の漢字を積極的に使うべきだという意見は多分一つもないと思う。やむを得ず、という意見での漢字だと思うので、それが我々審議会の意見であるということを外に出していただければと思うのだがどうか。逆に、平仮名になった時に地元でこんな変化があったというのがあれば、また教えていただきたい。

【議題(5) 障害者差別解消に向けた取組状況について】

○事務局より資料7に基づき説明

[意見交換]

○A委員代理

- ・相談内容の大半は一般的な相談となっているが、そこに本当に差別が潜んでいないのか、相談件数の評価の判断基準のようなもの、それをどうやって検討しているのかというところを少しお聞かせ願いたい。
- ・傾聴ではなくて、提案とか進め方とか、当事者自体のフォローのやり方はどこで終わるのか、その辺も大事になってくると思うので、分かれば聞かせて貰いたい。

○事務局

- ・一般的なご相談の中に、本当に差別に関わることは潜んでないのかということだが、日々、差別解消相談センターから上がってくる報告書を相談員と一緒に確認し、その中にもし対応が必要なものがあれば、後々フォローするという体制をとっている。また、様々なご相談について適時適切な窓口を紹介するという対応をとっている。年に1回程ではあるが、相談員と共に差別解消に向けた研修・意見交換会等も行っているので、引き続き努めてまいりたい。

○A委員代理

- ・その検証は、私達当事者も含めて出来ないものかと思うがいかがか。

○事務局

- ・毎年、差別解消相談センターに寄せられた事案について、翌年に差別事例の検討ということで、障害者委員会の皆様により差別事例を検討し協議していただく場を設けている。今年度については、7月17日の障害福祉審議会特別委員会の中で、差別事例検討を開催させていただいた。このような方法により、毎年、評価・検証している。

○C委員

- ・今日の会議は、審議会と差別解消支援地域協議会と自立支援連絡協議会の3つを兼ねているが、今事務局からあった差別事例検討の会議をやっているのであれば、思い切ってそこを地域協議会にしてみるなどしてはどうか。ここで問題にしないといけないのは、具体的な事例が適切に解決していつているかどうかを評価していくことで、今の法律なり県の体制ではなかなか評価出来ない。出来たら地域協議会については、年に1回ではなく、最低四半期に1回とか、1時間でも良いから集まって、こういう事例が出て来て、こういったアプローチをしているのだが伝わっていないとか改善されていないということを直接聞いて、こういうアプローチが必要なのだというのを、しっかりと支えていくのが地域協議会の役割だと思う。

○E委員

- ・差別解消法を、是非、プロパガンダして欲しい。だんだん消えていくのではないかという不安がすごくある。出来た年だったか、障害福祉課が県庁内のアンケートを取ったが、県庁の職員も知っている人が2割を超えなかった。一般の人が知らなくても当たり前みたいな状況があると思う。かなり産みの苦しみを味わって出来た法律なので、一般の人にどれだけ浸透させられるか、何とかいろいろな所でプロパガンダしていただきたい。
- ・元々この法律は他国の障害者差別禁止法に比べたら凄く弱い。例えば、アメリカの「障害を持つアメリカ人法（ADA）」はかなり強烈な障害者差別禁止法だが、その30年前に公民権法が出来て、リハビリテーション法があり、その流れの中で30年掛かって出来上がったのがADAである。それが障害者権利条約につながる訳だが、そういう歴史を日本は持っていない。差別禁止法自体が無く、突然、障害者差別解消法が出来たという流れの中でやっぱり弱いので、是非、行政としてプロパガンダに力を入れていただくことが大事かと思う。

○○委員

- ・資料の表を見ると「その他」の項目が多い。「その他」の中身はどんなものだったのか。確かに傾聴は大事だが、何を傾聴しないといけなかったのか。当事者には、それが差別であるとか、偏見であるとか表現しにくい方がおられる。困っているとか、取りあえず退院したいとか、そういう形で表現されることの中にいろいろな背景の出来事があるかもしれないので、「その他」はどんな形で収まって、どういう解決に向かっていったかという、それぞれの事例の検証・検討がとても大事だと思う。

【議題(6) 自立支援連絡協議会に係る部会からの報告】

○各部会長（強度行動障害支援部会については事務局）より報告

【意見交換】

○A委員代理

- ・今日、教育委員会の方もオブザーバーで来られているが、障害者の理解促進などにも関連し、福祉の計画を考えていく上で、教育の課題は欠かせないと思っている。県として、特別支援学校での支援を考えるだけでなく、地域の障害者を、地域の学校で障害者も一緒に学ぶのだという視点を計画に盛り込んでいただきたい。
- ・知的障害の方とか精神障害の方の地域での1人暮らしがなかなか進まない。市町にしても、本人や親・家族にしてもなかなかイメージが付きにくいのだと思う。知的障害の人も当事者として審議会や分科会に参加されるようになって来たが、地域での生活の在り方、多様性みたいものを計画に書き込んでいって欲しいと思う。